
生活困窮者自立支援法が意味するもの

—地域に「支え合いのかたち」を創造する—

大阪市立大学大学院生活科学研究科
教授 岩間伸之

●はじめに —生活困窮者支援から地域福祉の推進へ—

【1】「生活困窮者自立支援法」の理解のための3つの前提

1. この制度をうまく使えば何ができるかという発想
2. 「新法」が必要とされる理由
3. 地域における「支え合いのかたち」の創造

【2】「生活困窮者自立支援法」の概略

1. 「生活困窮者自立支援法」の目的と定義

(目的)

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2. 同法に基づく事業

- ① (必須) 自立相談支援事業 (国庫負担 3/4)
- ② (必須) 住居確保給付金 (国庫負担 3/4)

- ③ (任意) 就労準備支援事業 (国庫補助 2/3 以内)
- ④ (任意) 一時生活支援事業 (国庫補助 2/3 以内)
- ⑤ (任意) 家計相談支援事業 (国庫補助 1/2 以内)
- ⑥ (任意) 学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業(国庫補助 1/2以内)
- ⑦ 就労訓練事業

【3】「生活困窮者自立支援法」の施行及び運用のための基本文献

- ① 「生活困窮者自立支援法の公布について（通知）」（平成25年12月13日 職発1213第1号／能発1213第2号／社援発1213第4号）
- ② 『生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引き』北海道総合研究調査会（平成26年3月）
<http://www.hit-north.or.jp/houkokusyo/2013seikatsushientebiki/00all.pdf>
- ③ 『自立相談支援機関使用標準様式研究事業－自立相談支援機関における相談支援プロセスにおけるケアマネジメントのあり方と帳票類の実用化に向けた調査研究報告書』みずほ情報総研（平成26年3月）
http://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/konkyu2014_1.pdf
- ④ 『生活困窮者の就労支援に関する研究事業報告書』三菱UFJリサーチ&コンサルティング（平成26年3月）
http://www.murc.jp/uploads/2014/04/koukai140430_c1.pdf
- ⑤ 『家計相談支援事業の運営の手引き』日本総合研究所（平成26年3月）
<http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/study/pdf/7380.pdf>
- ⑥ 「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」厚生労働省(平成26年5月20日)
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/dl/shitugi_h260520.pdf
- ⑦ 『自立相談支援事業従事者養成テキスト』中央法規（2014年6月）

【4】生活困窮者支援が求められる諸要因－「構造的課題」を読み解く－

1. 生活保護率の上昇と傾向の変化

2. 人口構造の変化－少子高齢化がもたらす影響－

3. 景気の低迷と就労支援ニーズの増大

4. 「無縁社会」の到来－地縁・血縁の瓦解－

5. 新しい生活課題・ニーズの出現

【5】新たな生活困窮者支援制度の6つの理念 — 自立相談支援事業の新しい機能 —

1. 社会的孤立を含む生活困窮者への支援
2. 予防的機能の推進
3. アウトリーチ機能の推進
4. 伴走型支援機能の推進
5. 「出口戦略」としての社会資源の創出
6. 地域における多層のネットワークによる協働的支援の展開

【6】自立相談支援事業における「総合相談モデル（理念型）」の提示

1. 基本的視座

- 1) 日常生活圏域を基礎単位（基本ユニット）として展開
- 2) 「地域を基盤としたソーシャルワーク」を方法として展開
- 3) 地域担当の専門職と地域側の中核的担い手との協働
- 4) 小地域における住民の参画による相談支援体制

2. 自立相談支援事業における「総合相談モデル（理念型）」の提示

コミュニティソーシャルワーカーは、制度の狭間で救われずに苦しむ孤立や貧困、その声にもならないSOSを見つけ出し、地域で支えるしくみをつくる仕事です。

NHKドラマ『サイレント・プア』（2014）より

【7】「支え合いのかたち」の創造に向けて

「生活困窮者自立支援法」の成立・施行までの経過

1. 平成22年7月
パーソナル・サポート・サービス検討委員会（内閣府）の発足
2. 平成24年2月17日
「社会保障・税一体改革大綱」に「生活支援戦略」の策定を盛り込むことを閣議決定
3. 平成24年4月
社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の設置
4. 平成24年4月
平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金 社会福祉推進事業
5. 平成24年7月5日
「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」（中間まとめ）
6. 平成24年12月
政権交代 [「生活支援戦略」→「生活困窮者支援」]
7. 平成25年1月25日
社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書
8. 平成25年4月
「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の開始
9. 平成25年6月26日
審議未了により「生活困窮者自立支援法案」の廃案
10. 平成25年12月6日
「生活困窮者自立支援法」の成立
11. 平成27年4月1日
「生活困窮者自立支援法」の施行

職 発 1 2 1 3 第 1 号
能 発 1 2 1 3 第 2 号
社 援 発 1 2 1 3 第 4 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

厚生労働省職業能力開発局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援法の公布について（通知）

生活困窮者自立支援法（平成 2 5 年法律第 1 0 5 号）については、平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日に第 1 8 5 回国会へ法案が提出され、同年 1 2 月 6 日に可決成立し、本日公布されたところである。

この法律の施行は、平成 2 7 年 4 月 1 日（一部は、公布日）であり、必要な政省令等については今後順次その内容を検討することとしているが、今般、法律の趣旨及び主要内容を下記のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

また、本法の施行に当たって、生活困窮者に対する包括的な支援体制を構築するためには、貴都道府県等において、福祉関係部局のみならず、商工労働関係部局、住宅関係部局、教育関係部局、税・保険関係部局等との連携体制を構築することが重要であることか

ら、幅広い関係部局間の連携にも特段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 法律制定の趣旨

現在、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収 2 0 0 万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。また、生活保護受給世帯のうち、約 2 5 % の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。

こうした中で、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第 2 のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要である。

こうした観点から、厚生労働省においては、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しを一体的に検討するため、平成 2 4 年 4 月、社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し、1 2 回にわたる審議を経て、本年 1 月 2 5 日に同部会において報告書を取りまとめた。

この報告書を踏まえ、地方自治体等の関係者とも協議を行いつつ、新たな生活困窮者支援体系を構築するための法律の検討を進め、本年 1 0 月 1 5 日に「生活困窮者自立支援法案」を閣議決定し、同月 1 7 日に国会へと提出した。

本法律案は、本年 1 1 月 1 2 日に参議院厚生労働委員会で、同月 1 3 日に参議院本会議でそれぞれ可決され、1 2 月 4 日には衆議院厚生労働委員会で、同月 6 日に衆議院本会議で可決され、成立したものである。

第二 法律の内容

1 総則（第 1 条から第 3 条まで関係）

(1) 目的（第 1 条関係）

この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするものとすること。

(2) 定義（第 2 条関係）

① 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいうものとする。（第2条第1項関係）

② 生活困窮者自立相談支援事業

次に掲げる事業をいうものとする。 （第2条第2項関係）

ア 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

イ 生活困窮者に対し、3に規定する認定生活困窮者就労訓練事業の利用についてのあっせんを行う事業

ウ 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の内容等を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助等を行う事業

③ 生活困窮者住居確保給付金

生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権等を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいうものとする。 （第2条第3項関係）

④ 生活困窮者就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、一定の期間内に限り、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいうものとする。 （第2条第4項関係）

⑤ 生活困窮者一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供等を行う事業をいうものとする。 （第2条第5項関係）

⑥ 生活困窮者家計相談支援事業

生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいうものとする。 （第2条第6項関係）

(3) 市及び福祉事務所を設置する町村等の責務（第3条関係）

① 市及び福祉事務所を設置する町村（以下「市等」という。）並びに都道府県は、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連

携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有するものとする。（第3条第1項及び第2項関係）

② 都道府県は、市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う責務を有するものとする。 （第3条第2項関係）

③ 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないものとする。 （第3条第3項関係）

2 都道府県等による支援の実施（第4条から第9条まで関係）

(1) 生活困窮者自立相談支援事業（第4条関係）

都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとし、当該事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができるものとする。また、委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(2) 生活困窮者住居確保給付金の支給（第5条関係）

都道府県等は、その所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第二の1の(2)の③に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。 （第5条第1項関係）

(3) 生活困窮者就労準備支援事業等（第6条関係）

都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行うことができるものとし、当該事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができるものとする。また、委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(4) 市等及び都道府県の支弁（第7条及び第8条関係）

市等及び都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業等の実施に要する費用並びに生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用は、市等及び都道府県の支弁とするものとする。

(5) 国の負担及び補助（第9条関係）

① 国は、次に掲げるものの4分の3を負担するものとすること。（第9条第1項関係）

ア 市等及び都道府県が支弁する生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用のうち当該市等及び当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数等を勘案して政令で定めるところにより算定した額

イ 市等及び都道府県が支弁する費用のうち、生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

② 国は、予算の範囲内において、次に掲げるものを補助することができるものとする。（第9条第2項関係）

ア 市等及び都道府県が支弁する費用のうち、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用の3分の2以内

イ 市等及び都道府県が支弁する費用のうち、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業の実施に要する費用の2分の1以内

3 生活困窮者就労訓練事業の認定（第10条関係）

雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業（以下「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができるものとし、都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が当該基準に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。また、都道府県知事は当該認定に係る生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が基準に適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

4 雑則（第11条から第19条まで関係）

(1) 雇用の機会の確保（第11条関係）

① 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。（第11条第1項関係）

② 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。（第11条第2項関係）

③ 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法等の方法により提供するものとする。（第11条第4項関係）

(2) 不正利得の徴収（第12条関係）

偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができるものとする。（第12条第1項関係）

(3) 受給権の保護（第13条関係）

生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。

(4) 公課の禁止（第14条関係）

租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができないものとする。

(5) 報告等（第15条関係）

① 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができるものとする。（第15条第1項関係）

② 都道府県知事は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができるものとする。（第15条第2項関係）

(6) 資料の提供等（第16条関係）

① 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができるものとする。こと。（第16条第1項関係）

② 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができるものとする。こと。（第16条第2項関係）

(7) 大都市等の特例（第18条関係）

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市が処理するものとする。こと。

5 罰則（第20条から第23条まで関係）

偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者等に対し、所要の罰則を科すものとする。こと。

6 施行期日等

(1) 施行期日（附則第1条関係）

この法律は、平成27年4月1日から施行するものとする。こと。ただし、一部の規定については、公布の日から施行するものとする。こと。

(2) 検討（附則第2条関係）

政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。こと。

(3) 経過措置等（附則第3条から附則第11条まで関係）

この法律に施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。こと。

第三 その他の留意事項

この法律の成立に際して、衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会において、それぞれ別添1及び別添2のとおり附帯決議が付されているところであり、これらの趣旨を踏まえた適切な運用をお願いしたい。

(別添1)

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議

平成25年12月4日
衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。
- 二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。
- 三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。
- 四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。
- 五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。
- 六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。
- 七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を發揮できるように、必要な情報の提供や、研

修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

右決議する。

(別添2)

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議

平成25年11月12日
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。
- 二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのために支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。
- 三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。
- 四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。
- 五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。
- 六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。
- 七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を發揮できるように、必要な情報の提供や、研

修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

右決議する。

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に一定期間を要する者

◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

◇ハローワークとの一体的支援

- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

早期就労が見込まれる者

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあつせん

子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

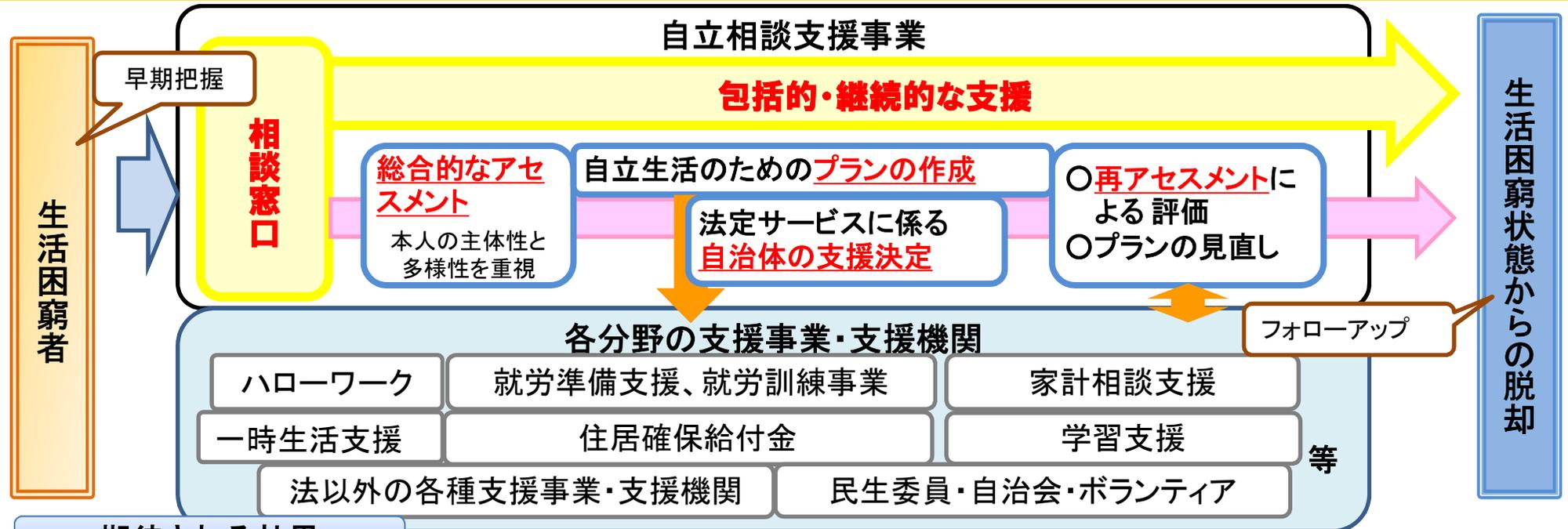
◆学習等支援

- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

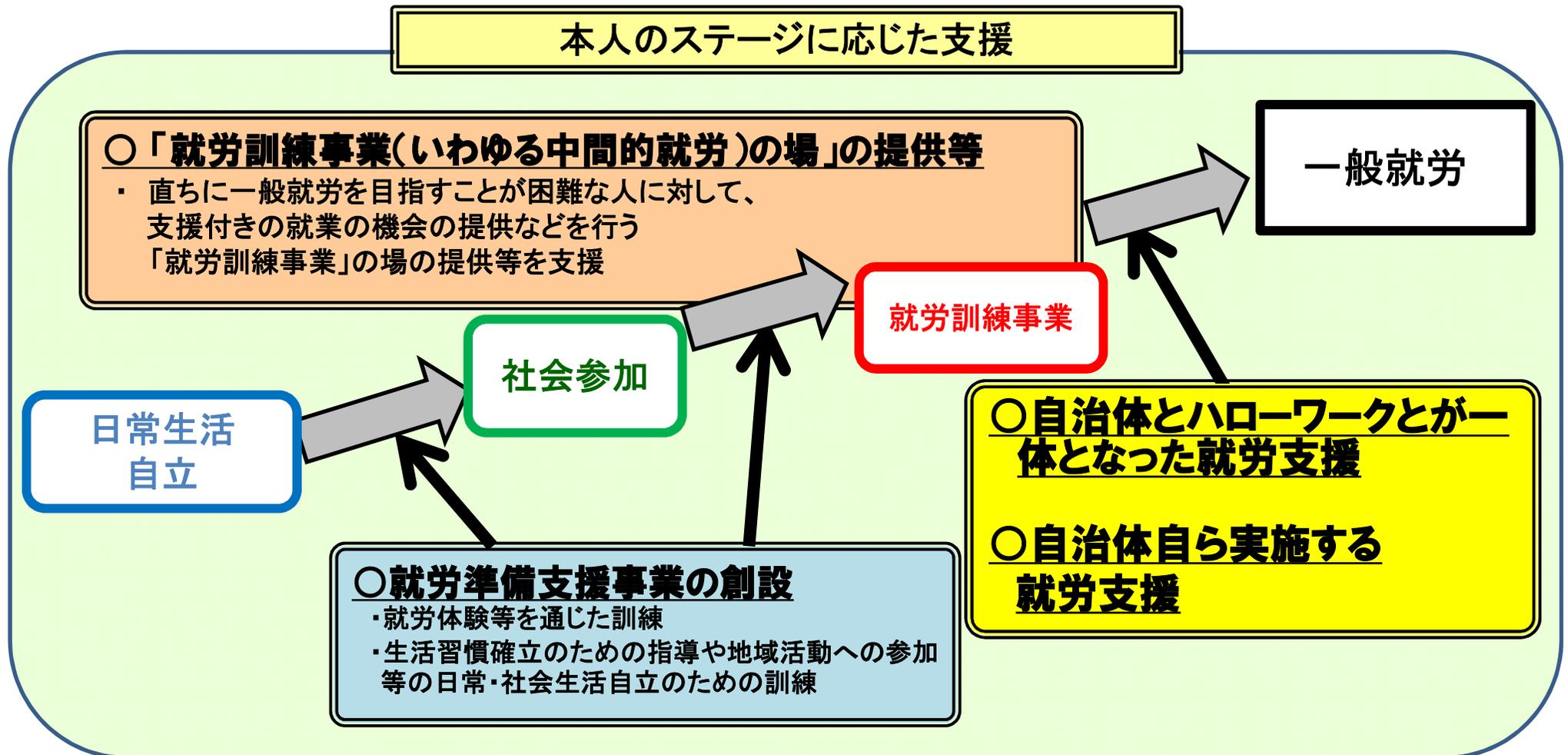


期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 生活困窮者の就労に向けた支援を充実・強化するため、就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



新たな生活困窮者支援制度と「社会的孤立」

～地域における「総合相談」の展開に向けて～

本年度の連載では、生活困窮者支援をめぐる国の整理を出発点に、経済的困窮にとどまらない生活困窮の課題について考えてきました。特に後半では「社会的孤立」に注目し、若者や心の病のある方、認知症の方と家族、高齢期を迎えようとする方や、外国につながる方たちにとって、どのような孤立の現実があるのか、本県の福祉実践をもとに追ってきたところです。

そこで最終回となる今回は、新たな生活困窮者支援制度を踏まえた地域の「総合相談」の展開に向けて、大阪市立大学大学院生活科学研究科教授の岩間伸之さんにご寄稿をいただきました。

「社会的孤立」といかに向き合うか

これまでの5回の連載では、「社会的孤立」の多様な諸相が浮き彫りにされています。ここで明らかになったことは、私たちの暮らしのごく身近なところで「社会的孤立」が生じていること、その多くは経済的困窮と隣り合わせであること、またそうした「社会的孤立」を生み出す要因は多様かつ複合的で構造的であることです。さらには、「社会的孤立」をめぐる課題は、「社会的排除」とも深く重なり合っているという認識も大切でしょう。

現代社会を象徴する構造的課題として「社会的孤立」を捉え、そこから目を逸らさずに向き合うことが求められます。そのためには、その現実を直視することから始める必要があることは言うまでもないことです。

しかしながら、「社会的孤立」の多様さと深刻さを訴えるだけでは何も変わらないことも事実です。具体的な対応へと踏み出す時がやってきています。平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法は、福祉事務所設置自治体に、自立相談支援事業等の実施を義務づけています。この法律に基づく各事業は、「社会的孤立」に対応する一つの重要な手立てとなるはずですが、その際、この新たな生活困窮者支援制度の枠内で何ができるかだけでなく、これをうまく使えば地域で何ができるかという発想がとて大切となります。

この新たな生活困窮者支援制度を、地域における新しい支援のかたちとして根づかせる



大阪市立大学大学院 生活科学研究科教授 岩間伸之さん／同志社大学大学院文学研究科社会福祉学専攻博士課程後期修了。大阪市成年後見支援センター運営委員会委員長、(N)西成後見の会代表理事。現在、厚労省生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会委員。

ことができるか。本制度を有意義なものとして展開していくためには、制度が内包する理念を正確に認識し、その中核となる自立相談支援事業を生活圏域に深く根ざした「総合相談」として展開することが不可欠です。

「生活困窮者」とは誰のことなのか

本制度の対象となる「生活困窮者」をどのように規定するかによって、その取り組みは大きく変わってきます。同法第2条においては、「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう」とされています。この条文から素直に読み取れば、生活困窮者とは、「すでに経済的に困窮した状態にあり、生活保護の手前にある人」ということになりま

す。一般的にも、「お金に困っている人」と受け取る人が多いに違いありません。しかしながら、同法の成立過程における議論においては、生活困窮者とは経済的困窮のみならず社会的孤立を含むものとして議論してきた経緯があります。実際、経済的困窮者の多くは、複合的な生活上の課題を抱えています。そうした場合には、表面的な経済的課題の

みに対応しても本質的な解決に至ることはな
いでしよう。社会的孤立と経済的困窮に至る
問題構造は深く重なりあっています。長期の
ひきこもり、ホームレス、自殺企図、自己破産、
ゴミ屋敷等々に至る課題は、個別に複雑で深
刻です。こうした社会的孤立は、同時に社会的
排除の問題でもあるのです。

「生活困窮者」とは誰のことなのか。そこに
「社会的孤立」を包含することによって、この
新制度は個別支援と地域支援を一体的に推進
する、つまり「総合相談」という地域における
本来の支援の視座とかたちを創造することに
つながります。

生活困窮者支援制度の理念を問う

新たな生活困窮者支援制度の理念は、法律
そのものではなく、その成り立ちに色濃く反
映されています。制度の中核をなす自立相談
支援事業における理念とは、おおむね次の6
点に整理できます。

1. 社会的孤立を含む生活困窮者への支援

生活困窮者を経済的困窮のみならず、前述
のように、社会的孤立にまで広げて対象とす
ることです。結果として、地域生活上の生活の
しづらさに焦点を当てて支援を展開すること
になります。その実践の蓄積は、「制度の狭間」
を解消することにつながります。

2. 予防的機能の推進

「事後対応型」からの脱却を図り、「事前対応
型」への転換を視野に入れた予防的アプロ
ーチを推進することです。早期発見・早期対応

によって、深刻な事態に陥ることを未然に防
ぐ予防的支援が重視されることとなります。

3. アウトリーチ機能の推進

専門職が本人の生活拠点である地域に出向
き、ニーズのある本人に個別に働きかけるこ
とです。同時に、小地域における早期発見のた
めのネットワークの形成や地域住民が身近な
ところで支え合うプログラムの創出を積極的
に仕掛けていくことが求められます。

4. 伴走型支援機能の推進

単発的で一時的な支援ではなく、本人の状
況に合わせたオーダーメイドの支援を個別的
かつ継続的に展開します。その過程では、本人
の主体性を喚起する働きかけと本人を取り巻
く環境との関係づくりが重視されます。結果
として、生活面の支援だけでなく、本人の人生
そのものを支えることとなります。

5. 「出口戦略」としての社会資源の創出

支援プロセスの入口にあたる早期発見・早
期対応のみならず、「出口」の支援の強化が必
須となります。就労支援の充実・強化は、新た
な生活困窮者支援制度の柱の一つですが、そ
れを「出口戦略」として社会資源の創出につ
なげることが大切です。ここでは、一般就労に
至るまでの社会的居場所づくりや中間的就労
といった本人のステージに応じた支援が強調
されることとなります。

6. 地域における多層のネットワークによる協働的支援の展開

地域のあらゆる関係者及び組織・団体が自
ら担い手として関与し、当事者、地域住民、専

門職、行政、NPO等が協働して個別支援と地
域支援に取り組むことです。すなわち、特定の
機能を特定のセンター等が担うのではなく、
地域で機能を共有することです。

地域における「総合相談」の展開に向けて

生活困窮者支援制度が内包する理念を具現
化するための「仕掛け」として、自立相談支援
事業における総合相談モデルを提示してきま
した(※)。これは、生活のしづらさを抱えた人
たちが暮らす生活の場を拠点として「総合相
談」を展開しようとするものです。

ここでは、中学校区レベルの日常生活圏域
を実践上の基礎単位(基本ユニット)とし、総
合相談を推進するための中核として位置づけ
ています。総合相談も伴走型の継続的支援も、
生活の場である地域を拠点としてこそ、その
特性が十分に発揮されます。また、基本ユニッ
トにおける展開の方法として、「地域を基盤と
したソーシャルワーク」を想定しています。そ
の特質は、「個を地域で支える援助と個を支え
る地域をつくる援助を一体的に推進するこ
と」を基調としている点にあります。

この新たな制度を理念に基づいて積極的に
進めることによって、「社会的孤立」を含めた
生活のしづらさに対応できる総合相談の展
開、ひいては地域福祉の推進につながるはず
です。(いわま のぶゆき)

※参考文献

岩間伸之著「新たな生活困窮者支援制度の理念と『総
合相談』の推進―社会福祉協議会に求められる役割―」
『月刊福祉』96―12、全社協2013年11月、22―27頁

風をよむ

昨年12月に成立した生活困窮者自立支援法は、平成27年4月に施行される。福祉事務所設置自治体では、自立相談支援事業などの実施が必須とされていることから、その実施体制づくりが急務となっている。

その際、対象となる「生活困窮者」をどのように規定するかによって、その取り組みは大きく変わることになる。周知のとおり、同法第2条においては、「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう」とされている。この条文から素直に読み取れば、生活困窮者とは、「すでに経済的に困窮した状態にあり、生活保護の手前にある人」ということにならう。一般的にも、「生活困窮者」と聞けば、

破産、ゴミ屋敷等々に至る課題は、個別に複雑で深刻である。さらに、そうした社会的孤立は、社会的排除の問題とも通底する。

「生活困窮者」とは誰のことなのか。そこに社会的孤立

「生活困窮者」とは誰のことなのか

大阪市立大学大学院生活科学研究科教授 岩間 伸之

「お金に困っている人」と受け取る人が多いにちがいない。

しかしながら、同法の成立過程における議論、とりわけ社会保障審議会の「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の中間まとめ（2012年7月）、同部会

最終報告書（2013年1月）、2012年度セーフティネット支援対策等事業費補助金社会福祉推進事業各報告書などにおいて、生活困窮者とは、経済的困窮のみならず社会的孤立を含むものとして議論してきた経緯がある。

実際、経済的困窮者の多くは、複合的な生活上の課題を抱えている。そうした場合には、表面的な経済的課題のみに対応しても本質的な解決に至ることはない。社会的孤立と経済的困窮に至る問題構造は深く重なりあっている。長期のひきこもり、ホームレス、自殺企図、自己

を包含することによって、この新制度は個別支援と地域支援を一体的に推進する、つまり「総合相談」という地域における本来の支援の根拠と私たちを創造することになるはずである。

4 生活困窮者自立支援制度における対象者の考え方

- 法第2条第1項において、法の対象者となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている。
- その上で、生活困窮者の多くは複合的な課題を抱えていることから、自立相談支援事業の運営に当たっては、できる限り対象を広く捉え、排除のない対応を行うことが必要である。
- 法第1条において、法の目的は、「生活困窮者の自立の促進を図ること」とされている。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、法のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。
- また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であるが、例えば地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられる。そのため、法の目的である生活困窮者の自立を促進していくためには、生活困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。
- 自立相談支援事業においては、まずは、生活困窮者を幅広く受け止めることが求められるが、自立相談支援機関の対応可能な範囲を超えないようにすることも必要である。そのため、全ての課題について当該機関のみで対応するのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要である。
- 相談は幅広く受け付けた上で、その後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくこと、及びチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

問1 生活困窮者については、法案上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、その具体的な範囲如何。自治体間で取扱いに差が生じないよう明確に示すべき。

(答)

○ 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第2条第1項)である。

※ ただし、モデル事業においては、生活保護受給者も含めて対応することとしている。

○ その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業については、具体的な所得・資産要件を定めることとしているが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けるのではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮することが重要である。

○ 法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。

また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であり、また例えば地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、新制度では、困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。

○ このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うが、一方で、自立相談支援機関において対応可能な範囲を超えないようにすることが必要である。

この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

○ なお、対象者の考え方については、以上のとおりであるが、生活困窮者からの相談を排除することなく対応することを前提に、とりわけ制度の立ち上げ当初においては、地域の実情に応じ、より重点的に対応する者を設定することは可能である。

「生活支援戦略」の基本的な方針

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○基本目標

- 生活支援戦略では、生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却するとともに、親から子への「貧困の連鎖」を防止することを促進する。
- 国民一人ひとりが「参加と自立」を基本としつつ、社会的に包摂される社会の実現を目指すとともに、各人の多様な能力開発とその向上を図り、活力ある社会経済を構築する。
- 生活保護制度については、必要な人には支援するという基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進する等によって、国民の信頼に応えた制度の確立を目指す。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】

○社会保険制度
○労働保険制度

○求職者支援制度
(H23.10~)

○新たな生活困窮者
支援体系の構築

○生活保護制度
→国民の信頼に応えた制度の確立

生活支援戦略

【期待される効果】

①社会参加と自立の促進

- 生活困窮状態から脱却し、社会に参加し自立する人の増加

②「貧困の連鎖」の防止

- 子どもの貧困の防止、若者の就労・自立の促進

③生活保護給付の適正化

- ①・②や、指導等の強化による生活保護給付の適正化の促進

④自治体業務の軽減

- 「官民協働」による生活保護ケースワーカー業務の軽減と自立支援強化

総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○経済的困窮者・社会的孤立者の早期把握

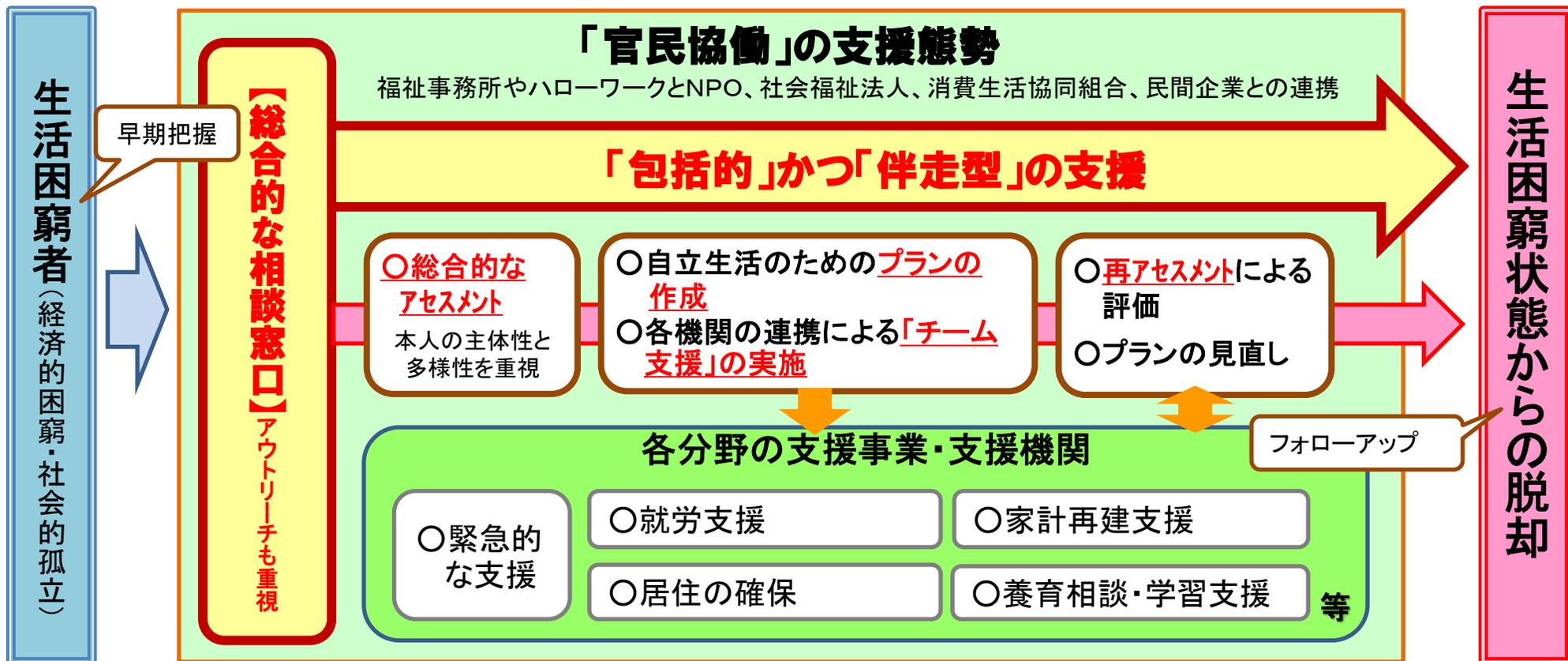
経済的困窮者・社会的孤立者を早期に把握し、必要な支援につなぐため、地域のネットワークの構築や、民間事業者・公的機関と地方自治体との連携強化、縦割りでない包括的な総合相談体制の強化等を図る。

○初期段階からの「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築

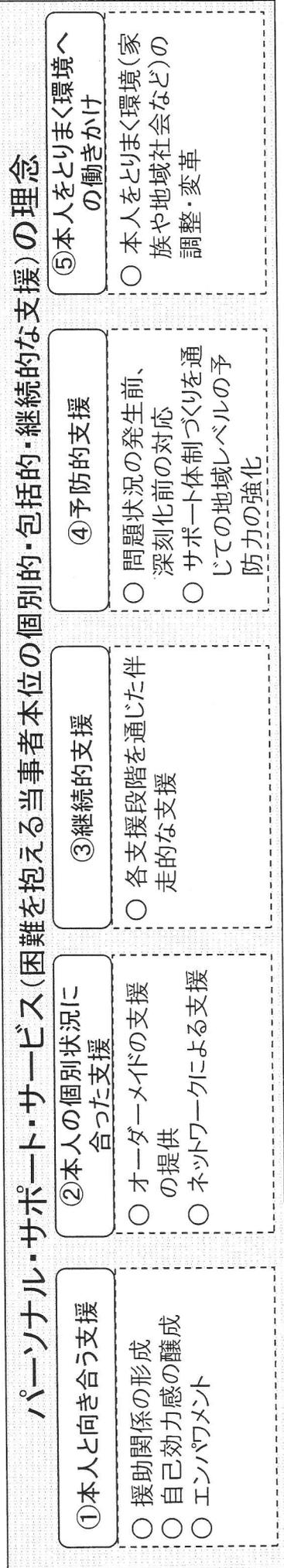
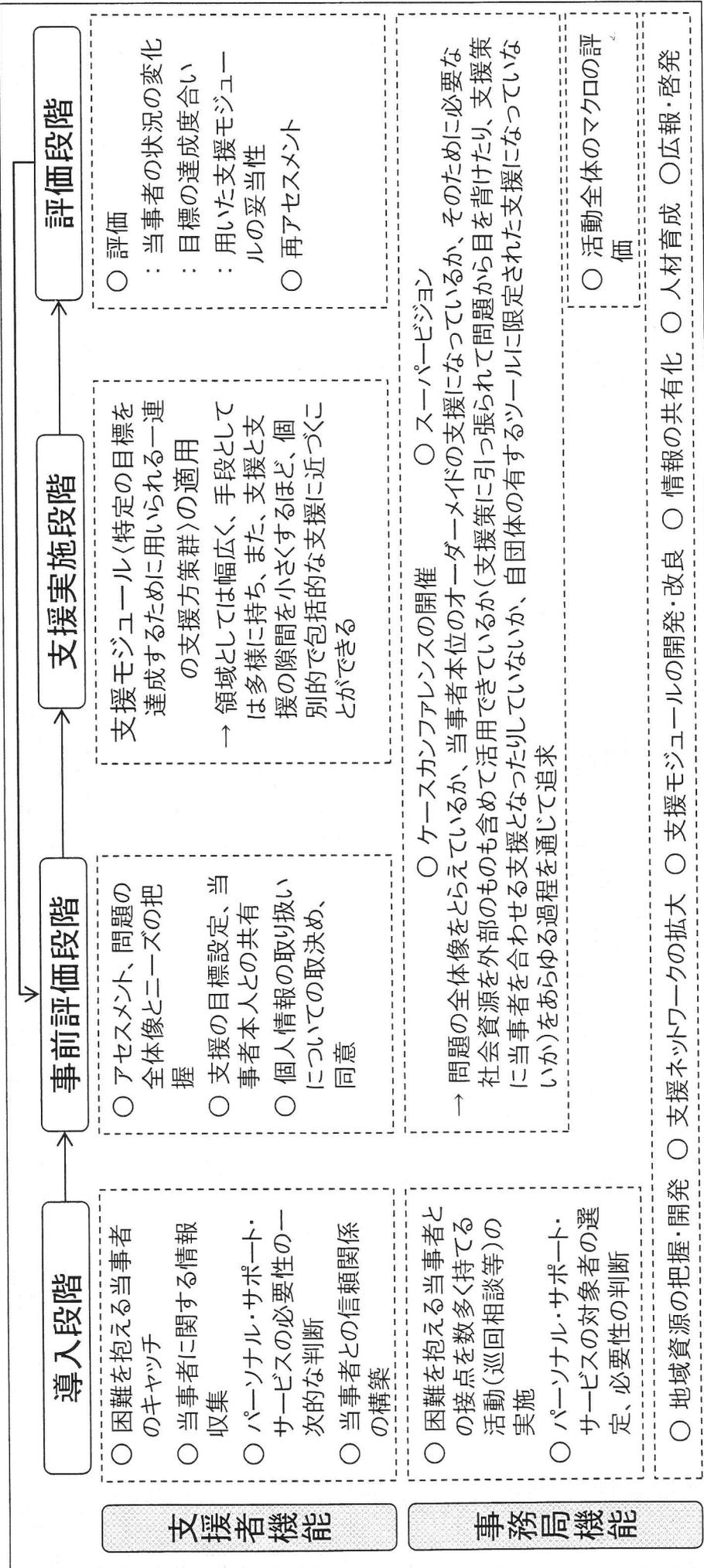
初期段階から、「谷間」のない総合相談や「待ちの姿勢」でない訪問型支援(アウトリーチ)、チームアプローチによる支援を展開し、「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢を築く。

○民間との協働による就労・生活支援の展開

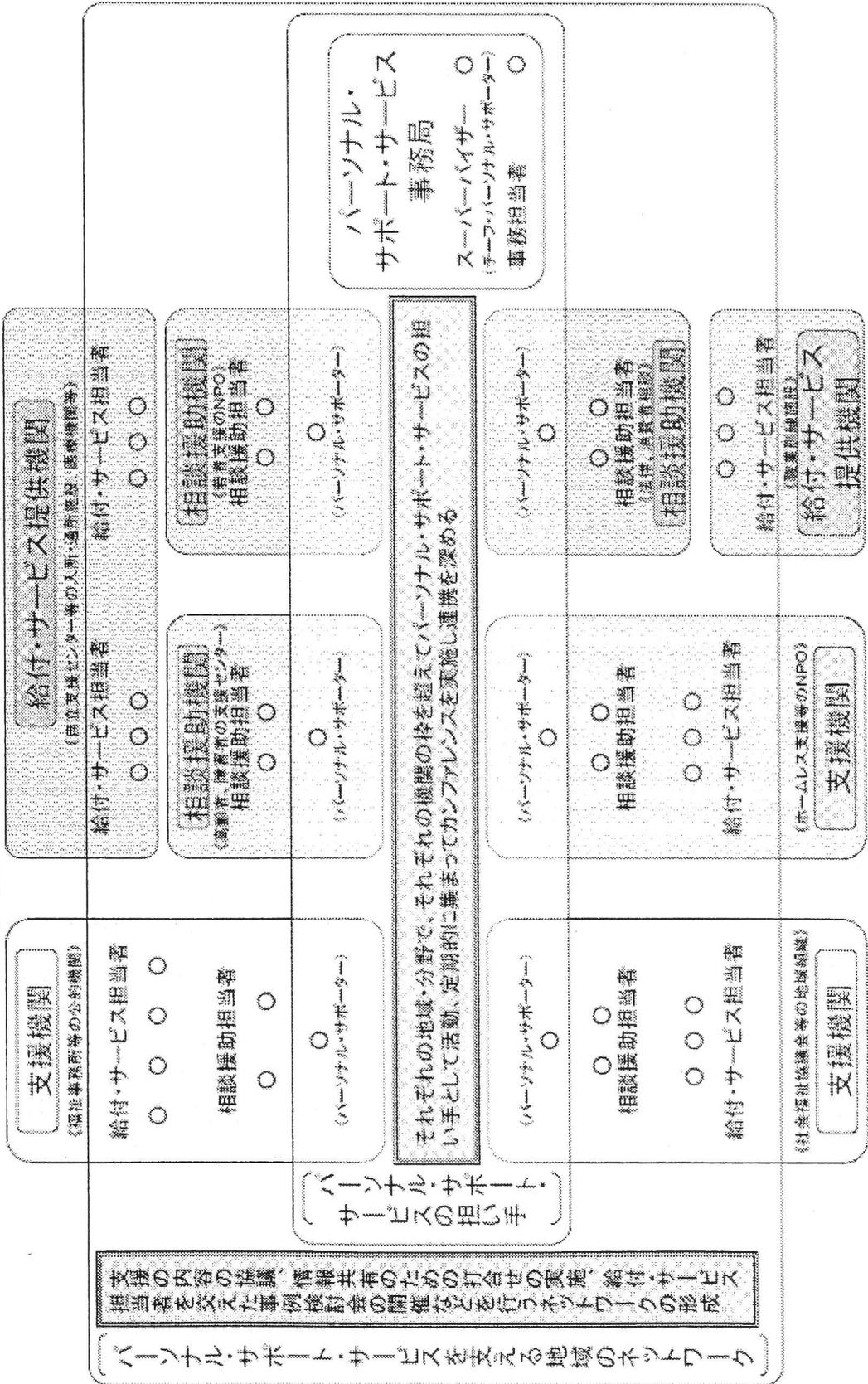
これまでの公的機関による支援だけでなく、NPOや社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業、ボランティア等の「民の力」との協働により、就労・生活支援事業を展開する。



パーソナル・サポート・サービスに求められる機能と理念（議論のためのたたき台）



⑤ パーソナル・サポート・サービスと各種支援機関、 地域のネットワーク(理念型)



風をよむ

厚生労働省は、社会福祉法人の本格的な見直しに向けて動き始めた。

9月末に「社会福祉法人の在り方等に関する検討

会」を立ち上げ、社会福祉事業における法人としての役割、経営のあり方などについて議論することになっている。

社会福祉法人のあり方の論点整理については平成26年5月を目途に報告書をまとめ、さらに社会福祉法人の財務諸表の効果的な公表方法については年内にとりまとめられる。

また、来年度の概算要求では、全国の社会福祉法人の運営や財務状況に関する状況把握と分析のための社会福祉法人制度検証事業委託費が盛り込まれている。

今に始まったことではないが、社会福祉法人に注がれる目は一段と厳しさを増している。とりわけ、税制上の優遇措置に見合う地域貢献のあり方や内部留保の問題に関

あろう。

今般創設される生活困窮者支援制度は、経済的困窮のみならず、社会的排除もしくは社会的孤立の状態にある人も対象となる。だからこそ、社

会福祉法人の出番として期待されている。それを自ら回避するようなことがあつてはならない。社会福祉法人の新たな脱皮が待たれるところである。

6月に閣議決定された成長戦略において財務諸表の公表による透明性の確保が提起されたり、「社会保障制度改革国民会議報告書」（8月6日公表）においても、社会福祉法人の大規模化や複数法人の

連携などによる経営の合理化や近代化、地域貢献や低所得者への生活支援などへの積極的な関与などについて言及されている。

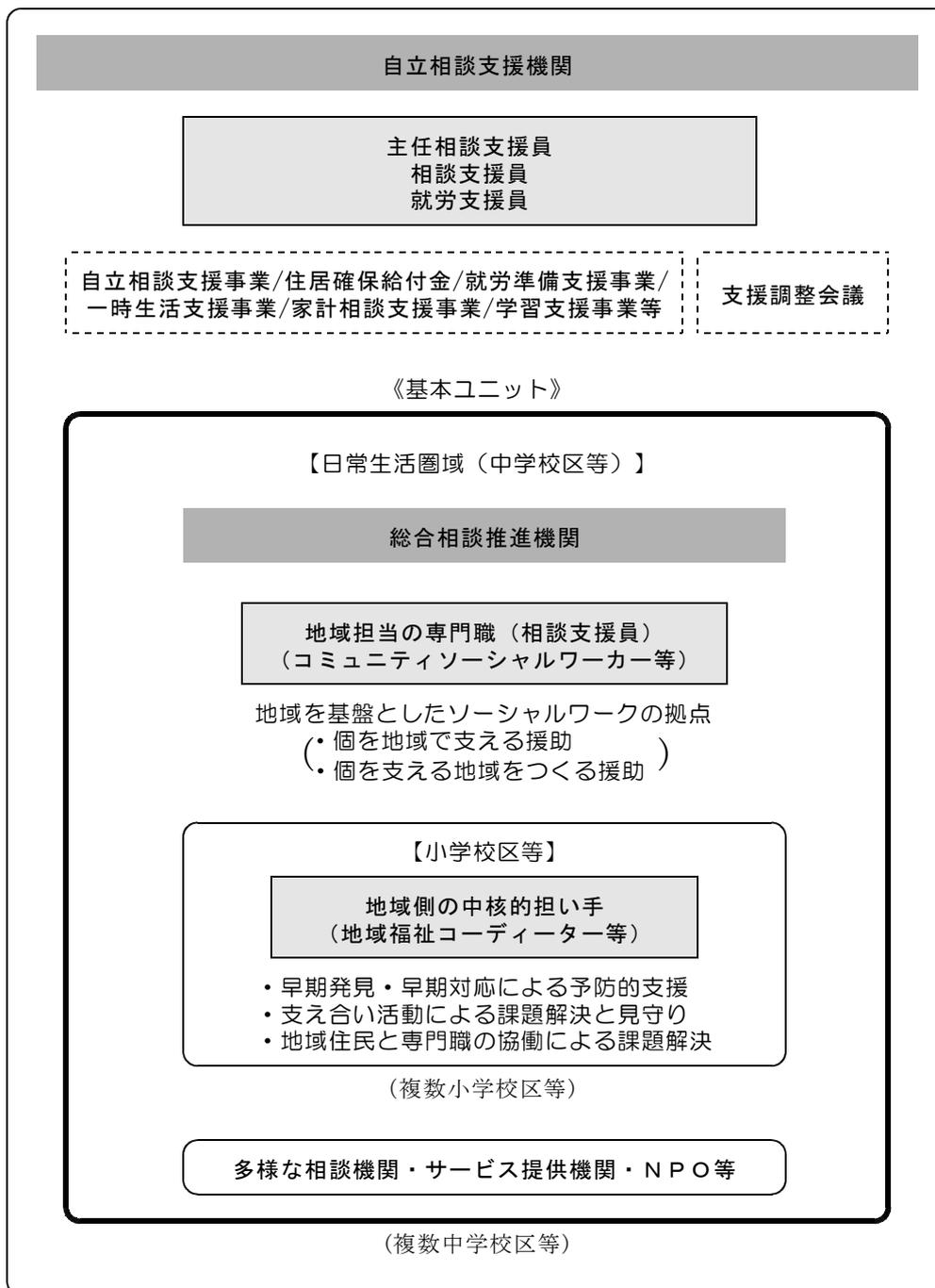
こうした指摘は、社会福祉法人への期待が大きいことによるものといえるが、今一度、社会福祉法人の社会的使命について問い直し、そこからあるべき事業のあり方を検討することが求められる。

その社会的使命とは、その時々の社会状況下にあつて社会的な支援を最も要する人に対して制度の枠を越えて率先してアプローチすること、そしてその蓄積から制度化に向けてアクションを起こすという古典的でシンプルなものに尽きるので、

再び問われる「社会福祉法人」の社会的使命

大阪市立大学大学院生活科学研究科教授 岩間 伸之

【福祉事務所設置自治体】



(筆者作成)

図 自立相談支援事業における総合相談モデル（理念型）

出所：岩間伸之「新たな生活困窮者支援制度の理念と『総合相談』の推進－社会福祉協議会に求められる役割－」『月刊福祉』96-12, 全社協, 2013年, p. 25。

● 巻頭言 ●

予防的アプローチの推進とソーシャルワークの新しい展開

岩間伸之

かつて岡村重夫は、地域福祉の構成要素として、コミュニティ・ケア、一般地域組織化、福祉組織化、予防的社会福祉、を示した。この「予防的社会福祉」について、岡村は、社会生活上の困難の「発生予防」のみならず社会生活の積極的な改善をも目的とすること、そしてその対象は個人だけでなく、住民全体をも含むと言及している（『地域福祉論』光生館、1974年）。

近年、生活支援戦略、総合相談、地域包括ケア、虐待対応等において予防的観点が強調されるようになってきている。また、地域を基盤としたソーシャルワークにおいても予防的支援が重要な機能として位置づけられている。こうした一連の動向においては、問題解決やニーズ充足に際し、地域住民を含めたインフォーマルサポートの積極的な関与が想定されている。そのことは、早期発見・早期対応を含んだ予防機能を重視する社会福祉へのパラダイム転換を意味するものである。

振り返ってみれば、福祉制度の運用を中心に置いたわが国の社会福祉は、申請主義を背景とした「事後対応型福祉」という傾向が強かった。つまり、専門職等による何らかの支援が必要となる深刻な事態に陥ってから対応が開始されるということである。その場合、本人へのダメージは大きく、また援助する側も多くの労力を要することになる。

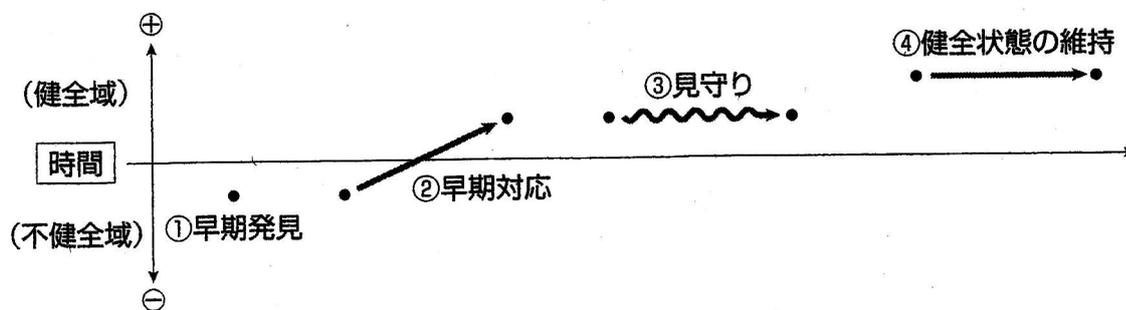
ソーシャルワーク実践には、「事後対応型福祉」からの脱却を図り、「事前対応型福祉」への転換を視野に入れた予防的アプローチの推進が求められる。早期発見・早期対応によって、深刻な事態に陥ることを未然に防ぐというアプローチは、権利擁護の視座からも重要な意味をもつ。子どもや高齢者、障害者等への虐待に対して適切に対応するだけでなく、その虐待自体を未然に防ぐという働きかけは、優れた権利擁護の取り組みとなる。子育ての不安や介護の負担は、ある日突然にやってくるわけではない。

ソーシャルワークにおいて予防的アプローチを活性化するためには、ソーシャルワーカーの新しい実践枠組みを志向した意識改革が求められる。目前のクライアントへの個別支援に終始するだけでなく、そこを起点として近隣住民の気づきを促進し、福祉力の向上に向けた取り組みが重要となる。また、同時並行で、個別支援を視野に入れた地域福祉の基盤づくりへのアプローチも不可欠である。「事前対応型福祉」の推進のためには、これらを可能にするシステムが必要となる。そこには、発見と見守りの機能を有する地域住民の参画、地域住民と専門職が協働できる体制づくり；そしてソーシャルワークにおける予防的支援のための方法と評価の明確化などが含まれなければならない。

社会福祉ないしはソーシャルワークにおける予防的アプローチは、古くて新しいテーマである。つまり、重視されながらも十分に機能してこなかった予防機能は、この施策的潮流下において、いよいよ実践レベルでの推進が求められるようになってきている。

ソーシャルワークが対象としてきた領域は、もはやソーシャルワークだけの聖域ではなく、また新しい実践領域の拡大も不可避の状況にある。予防的アプローチを基軸においたソーシャルワークの専門的機能の開発とその提示は、新しい活路を拓くことになるはずである。

図 12-1 予防的支援のための4つのアプローチのイメージ図



出所：岩間伸之「〈unit. 12〉予防的支援とインフォーマルサポート」岩間伸之
・原田正樹著『地域福祉援助をつかむ』有斐閣, 2012, p. 126。

●経歴

1965年生まれ。
同志社大学大学院文学研究科社会福祉学専攻博士課程後期修了。
米国コネチカット大学ソーシャルワーク大学院客員研究員 (2001年4月～2002年3月)
現在、大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授
博士 (社会福祉学)。社会福祉士。

●専門領域 社会福祉学／ソーシャルワーク論

●主な著書

『小地域福祉活動の新時代－大阪市・今川地域からの発信－』全国コミュニティライフサポートセンター, 2014年 (共編著)。
『地域福祉援助をつかむ』有斐閣, 2012年 (共著)。
『市民後見人の理念と実際－市民と専門職と行政のコラボレーション－』中央法規出版, 2012年 (共編著)。
『対人援助のための相談面接技術－逐語で学ぶ21の技法－』中央法規出版, 2008年 (単著)。
『支援困難事例へのアプローチ』メディカルレビュー社, 2008年 (単著)。
『援助を深める事例研究の方法－対人援助のためのケースカンファレンス－ (第2版)』ミネルヴァ書房, 2005年 (単著)。
『ワークブック社会福祉援助技術演習④ グループワーク』ミネルヴァ書房, 2004年 (単著)。
『グループワークの専門技術－対人援助のための77の方法－』中央法規出版, 2001年 (共著)。
『ソーシャルワークにおける媒介実践論研究』中央法規出版, 2000年 (単著)。

●主な翻訳書

『子どものリスクとレジリエンス－子どもの力を活かす援助－ (M. W. フレイザー編著)』ミネルヴァ書房, 2009年 (共訳)。
『ジェネラリスト・ソーシャルワーク (L. C. ジョンソン／S. J. ヤンカ著)』ミネルヴァ書房, 2004年 (共訳)。

●最近の主な論文等

「ソーシャルワーク実践における『価値』をめぐる総体的考察－固有性の根源を再考する－」『ソーシャルワーク研究』40-1, 相川書房, 2014年, pp. 15-24.
「権利擁護の推進と地域包括ケア－地域を基盤としたソーシャルワークとしての展開－」『地域福祉研究』公2 (通算42), 日本生命済生会, 2014年, pp. 13-21.
「新たな生活困窮者支援制度の理念と『総合相談』の推進－社会福祉協議会に求められる役割－」『月刊福祉』96-12, 全社協, 2013年, pp. 22-27.
「市民後見人の位置づけと活動特性」『実践成年後見』第42号, 民事法研究会, 2012年, pp. 4-11.
「『市民後見人』とは何か－権利擁護と地域福祉の新たな担い手－」『社会福祉研究』第113号, 鉄道弘済会, 2012年, pp. 9-16.
「認知症ケアにおける成年後見制度の意義と可能性－本人を主体とした積極的な活用に向けて－」『日本認知症ケア学会誌』10-4, 2012年, pp. 415-420.
「わが国におけるジェネラリスト・ソーシャルワークの到達点」『ソーシャルワーカー』第11号, 日本ソーシャルワーカー協会, 2011年, pp. 1-14.
「地域包括支援センターの動向と地域包括ケア－地域を基盤としたソーシャルワークの展開に向けて－」『社会福祉研究』第111号, 鉄道弘済会, 2011年, pp. 11-18.
「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能－個と地域の一体的支援の展開に向けて－」『ソーシャルワーク研究』37-1, 相川書房, 2011年, pp. 4-19.
「参画型社会福祉の構想」『新しい社会福祉学の構想』中央法規出版, 2011年, pp. 59-67.
「成年後見制度と社会福祉－その接点から新たな可能性を探る－」『大原社会福祉研究所雑誌』627, 法政大学大原社会問題研究所, 2011年, pp. 19-29.

●雑誌連載 「〈テーマ〉支援困難事例と向き合う①～⑯」『ケアマネジャー』 (中央法規出版), 2011年4月号～2014年2月号 (偶数月)

●主な社会的活動

特定非営利活動法人「西成後見の会」代表理事
大阪市成年後見支援センター運営委員会委員長 (大阪市社会福祉協議会) 『ソーシャルワーク研究』編集委員 (相川書房)
日本ソーシャルワーク学会副会長